

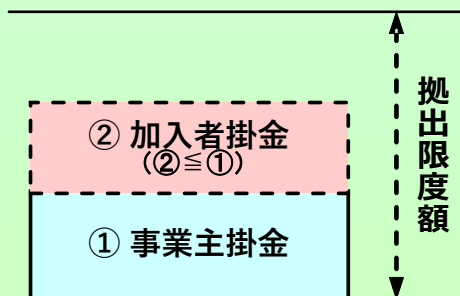
2025年6月成立 年金法改正について！

令和7年6月13日に成立した「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」の企業型確定拠出年金に関する改正の施行予定日が公表されました。

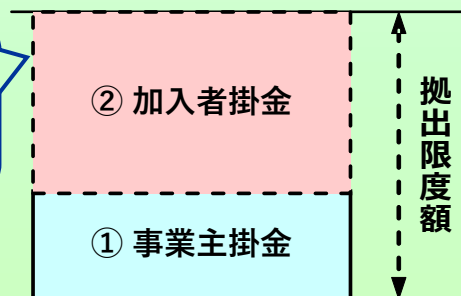
* DCは確定拠出年金の略称です。

👉 マッチング拠出加入者掛金額の制限撤廃（2026年4月施行予定）

現在の加入者掛金の
拠出可能額



改正後の加入者掛金の
拠出可能額



現在、拠出限度額を使い切っていない場合、**加入者掛金を増やすことが可能**になります

- ✓ 事業主掛金以下であること
- ✓ 事業主掛金との合算額が拠出限度額以下であること

- ✓ 事業主掛金との合算額が拠出限度額以下であること

(注) 1. 確定給付企業年金等の他制度に加入している加入者は、拠出限度額から他制度掛金相当額を控除した額が上限となります。
2. マッチング拠出を採用している場合の規約変更手続きにつきましては、詳細が判明しましたら別途ご案内いたします。
3. マッチング拠出の採用をご希望の場合は、「制度内容に関する規約変更申出書」を代表事業主へご提出願います。

👉 拠出限度額の引上げ（2027年1月施行予定）

◇ 企業型確定拠出年金の拠出限度額：62,000円（現行 55,000円）

◇ 個人型確定拠出年金の拠出限度額

- ・ 企業年金加入者 : 62,000円－DB掛金相当額及び企業型DC掛金
(現行 55,000円－DB掛金相当額及び企業型DC掛金、但し、上限2万円)
- ・ 企業年金未加入者 : 62,000円（現行 23,000円）
- ・ 第一号被保険者 : 75,000円（現行 68,000円）

(注) 1. 確定給付企業年金を「DB」と表示しています。DBに複数加入している場合は、その合計額となります。
2. DB掛金相当額には、厚生年金基金制度、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金の掛金相当額を含みます。

MS&AD あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

〒150-8488

東京都渋谷区恵比寿 1-28-1

専業営業開発部 金融サービス事業室 金融サービス業務管理室

E-mail : ad401k@aioinissaydowa.co.jp

◆ この資料は、現在における法令（確定拠出年金制度、税制等）および当社が信頼できると考えられる情報に基づいたものでありますが、当社が正確かつ完全であることを保証するものではなく、法令等の改正により、今後変更される場合もありますので、ご注意ください。

◆ 本資料の全てはあいおいニッセイ同和損保もしくは作成者に帰属しており、無断使用・配布・複製・転載等は行わないようお願いいたします。

